

議案第 40 号

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書中「中央通り駐車場」の次に「及び小湊駅前駐車場」を加え、「市内商工業の用に供するため」及び「商工業者に」を削る。

第 10 条第 1 項中「中央通り駐車場」の次に「又は小湊駅前駐車場」を加える。

第 12 条第 2 項前段中「芝浜駐車場」の次に「及び小湊駅前駐車場（第 10 条の規定により市長の許可を受けて占用する区域を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「別表」を「別表第 1」に改め、同項後段中「芝浜駐車場」の次に「及び小湊駅前駐車場」を加え、同条第 3 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 12 条関係）

駐車場の名称	金額
芝浜駐車場	1 日 1 回の入場につき 1,000 円
小湊駅前駐車場	

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 12 条関係）

駐車場の名称	金額
中央通り駐車場	1 区画 1 月につき 4,200 円
小湊駅前駐車場	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。